

## 長期に入院したときの食事代について

入院したときは下記の食事代を自己負担しますが、所得区分が低所得Ⅱの認定を受けている方で、この認定を受けている期間において過去1年間で90日を超えて入院した場合、91日目から食事代が減額されます。この減額の適用を受けるためには、再度申請が必要となりますので、詳しくは福祉保健課にご連絡ください。

| 所得区分（適用区分） |   | 1食あたりの食事代（自己負担額） |
|------------|---|------------------|
| 現役並み所得者・一般 |   | 360円             |
| 低所得Ⅱ       | 90日までの入院                                    | 210円             |
|            | 過去1年間（低所得Ⅱの減額認定を受けている期間に限る）で90日を超える入院で申請した方 | 160円             |
| 低所得Ⅰ       |   | 100円             |

## 平成29年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療制度は、所得の低い世帯の方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。

### ○均等割の軽減

| 世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計額          | 軽減割合 |
|---------------------------------|------|
| 33万円以下の世帯                       | 8.5割 |
| うち被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない） | 9割   |
| 33万円+27万円×世帯の被保険者の数             | 5割   |
| 33万円+49万円×世帯の被保険者の数             | 2割   |

### ○所得割の軽減

所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は所得割額が2割軽減されます。（例：年金収入のみの場合は、年金収入153万円～211万円まで）

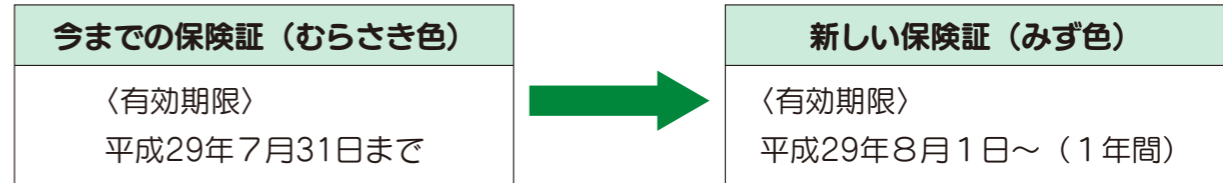
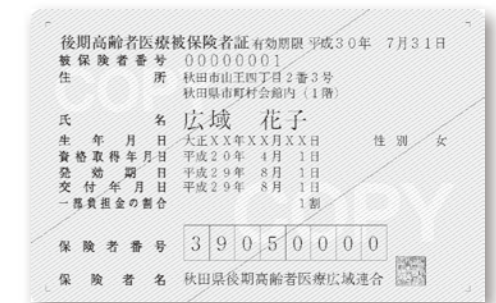
### ○職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方は、均等割が7割軽減され、所得割の負担はありません。（低所得軽減にも該当する方は、軽減額の大きい方が適用されます。）

■ 問合せ先 八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608

## 後期高齢者医療の保険証が新しくなります

平成29年8月1日から後期高齢者医療制度の保険証が「みず色の保険証」に変わります。7月下旬にお届けしますので、8月1日以降は新しい保険証を病院や薬局などの窓口に提示してください。



### ○現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（白いカード）をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き平成29年度も住民税非課税世帯の方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒にお届けします。誤って捨ててしまわないよう、お気を付けください。



入院したときに、この認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担額が減額されます。新規の対象者には、「申請のお知らせ」を送付しますので、必要な方は手続きしてください。

## 後期高齢者医療の保険料額決定通知書が届きます

後期高齢者医療の平成29年度の保険料額をお知らせする通知書を、7月中旬にお届けします。保険料のお支払い方法は、

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付）

となります。特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくことになっておりますが、納め忘れがなく、納付の手間も省けるため、便利で安心な口座振替がおすすめです。金融機関の窓口でお手続きください。

## 交通事故などにあつたときは

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので、福祉保健課までご連絡ください。